# Facebookを活用した情報発信等による 関係人口創出・拡大業務

# 業務仕様書

令 和 4 年 4 月岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県(以下「県」という。)が実施する「Facebookを活用した情報発信等による関係人口創出・拡大業務」(以下「本業務」という。)に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者(以下「参加者」という。)の提案に具体的な指針を示すものである。

# 1 本業務の概要

#### (1) 名称

Facebookを活用した情報発信等による関係人口創出・拡大業務

#### (2) 業務の目的

関係人口の創出・拡大に向け、いわて県民計画(2019~2028)に掲げる「人交密度向上プロジェクト」において県庁各部局が実施している様々な取組の情報発信や、市町村における対外的な情報発信について、統一感をもった発信によりその波及効果を高めることを目的として、令和2年11月に岩手県公式Facebookページ「いわてのわ」(以下「Facebookページ」という。)を開設したところである。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、従来の対面を重視した人々の関わり方を見直す 契機となり、SNS等を活用したバーチャルな交流の重要性が再認識されたところである。

本業務は、Facebookページ等を活用して魅力的かつ効果的な企画及び運用を行い、リアル・バーチャルを問わないさらなる関係人口の創出・拡大を図るものである。

#### (3) 委託期間

委託契約締結日から令和5年3月15日(水)まで

#### (4) 委託料の上限額

1,893,650円(税込)

#### (5) 業務概要

主に県外在住者を対象として、岩手県への来訪や岩手県に関する交流イベント等への参加(オンラインを含む)、岩手県関連商品の購入など、具体的な行動を伴った関係人口の創出拡大に繋げるためのFacebookページの企画及び運用業務。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- ①首都圏の若年層への訴求力の強い企画投稿
- ②企画投稿と連動したFacebook広告の実施
- ③関係人口拡大に資する他サイトへ誘導するWebページ作成
- ④facebookの分析機能を活用したインサイト情報の検証の実施

#### 企画コンペスケジュール (予定)

ア 企画コンペ実施要領等の公表 4月28日(木)

イ 質問票の提出期限 5月12日(木)午後5時まで

ウ 質問に対する回答 5月16日(月)

エ 参加資格確認申請書類提出期限 5月18日(水)午後5時まで

オ 参加資格確認結果の通知 5月19日(金)

カ 企画提案書等の提出期限 5月25日(水)午後5時まで

キ 企画審査委員会での審査6月上旬ク 企画コンペ結果通知6月上旬ケ 契約締結6月下旬以降

# 2 本業務に関する基本的な考え方

受託者は、本業務の趣旨に沿って、次の視点に基づいた効果的な企画を提案すること。

- (1) 本業務は地方への関心が高い首都圏の若年層をメインターゲットに、本県とのかかわりを持つきっかけとなる情報を発信するものであること。
- (2) 投稿記事を閲覧した県外在住者等が、岩手県への来訪や岩手県に関する交流イベント等への参加(オンラインを含む)、岩手県関連商品の購入など、岩手県に興味を持ち、具体的な行動に繋がるような企画投稿、webページ作成を提案すること。

# 3 業務の仕様に関する事項

上記目的の達成のため、下記の内容を踏まえた企画を提案すること。

(1) 首都圏等の若年層への訴求力の強い企画投稿

#### ア 投稿内容

県外在住者等、主として首都圏の若年層が、観光や県産品購入以外での本県とのかかわりを持つきっかけを訴求できる内容の記事(首都圏にいながら岩手に関わることのできるイベントや店舗の取材記事、県内外で地域づくり活動を実践する若者や移住者への取材記事など)を作成し、県公式Facebookページで投稿すること。

#### イ 投稿件数

10件程度(予算の範囲内で投稿件数を増やすことができるものとする)

ウ 運用するFacebookページアカウント

https://www.facebook.com/pref.iwate

エ Facebookページの運用期間

契約期間中(記事投稿終了後も契約終期まで運用すること)

#### オ 具体的な仕様等

- (ア) 投稿に際しては、感染症対策や肖像権等に配慮すること。
- (4) 受託者が作成した記事は、投稿前に県からの内容確認を経た上で定期的に投稿すること。
- (ウ) 投稿記事を閲覧した県外在住者等が、岩手県への来訪や岩手県に関する交流イベント等への参加(オンラインを含む)、岩手県関連商品の購入など、岩手県に興味を持ち、具体的な行動に繋がるような企画投稿を提案すること。

#### (2) 企画投稿と連動したFacebook広告の実施

#### ア 業務内容

県と受託者で協議のうえ、(1)の企画投稿発信に合わせFacebook広告を実施し、新規フォロワーの獲得を図ること。

#### イ 広告実施回数

10回程度(予算の範囲内で投稿件数を増やすことができるものとする)

#### (3) 関係人口拡大に資する他サイトへ誘導するWebページ作成

#### ア 内容

岩手県の関係人口拡大に資する他サイト (例:イーハートー部に入ろう!、遠恋複業課、 ふるさと岩手応援寄付、いわて食財倶楽部等) へ誘導する1ページのWebページを作成すること。

#### イ 仕様

- ・ ホームページは県のサーバーに公開し、更新は県の職員がホームページビルダー22により編集することを想定しており、このことに配慮したページの制作を行うこと。また、作業内容に対応するための運用管理マニュアルを作成し、納品すること。
- 各種デバイスでの閲覧を想定したレスポンシブ対応を行うこと。
- ウェブアクセシビリティの確保されたウェブページの作成に努めること。

#### ウ 制作に係る留意事項

- ・ 事業着手前にフレームデザイン案などを提示すること。また、修正や調整を指示した場合には、速やかに応じること。
- ・ 著作権は県に無償で譲渡すること。また、受託業者は、第三者の著作権等の権利を侵害 していないことを保証すること。

#### (4) 相乗効果が期待できる取組(自由提案企画)

上記業務に加え、本業務の目的に合致した効果的な企画があれば提案すること。なお、自由 提案の実施に要する経費は1「(4)委託料の上限額」の範囲内とする。

## (5) その他

ア 委託期間中、Facebookの分析機能を活用したインサイト情報(リアクションやフォロワー数に関する動向等)の検証を継続的に行うこと。

イ 県と受託者で協議の上、Facebook以外の媒体(他のSNSやWebサイト)を活用した情報発信が効果的であると認められる場合は、他の媒体による情報発信を行う場合がある。

#### 4 成果品

次の成果品を納入等し、検査に合格すること。

(1) Facebookページ(投稿記事)

公開をもって納品とする。

#### (2) Webページ

ア Webページの全データ (CD-R内にWebページを再現したもの)をCD-Rにて2式納品すること (正本1式、バックアップ用1式)

#### イ 運用管理マニュアル

ホームページビルダー22での更新作業等運用管理を想定した運用管理マニュアルを冊子にて1冊、CD-Rにて1式納品すること。

#### (3) ドキュメント

本業務の運用に係るドキュメントを作成し、更新の都度、電子媒体で納品するとともに、事業が完了したときは事業完了報告書(様式別途指定)とともに紙媒体で1部納品すること。なお、電子媒体の納品方法については別途指定するもの。

#### (4) その他

上記のほか、必要な書類の提出を求めることがあること。

#### (5) 納入場所

岩手県ふるさと振興部地域振興室(岩手県庁8階)

# 5 契約に関する条件

#### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又 は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

#### (2) 再委託の相手方

受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

#### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由 を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(2)再委託の相手方」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に文書で通知しなければならない。

#### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

#### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への 開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

## (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報保護条例(平成13年3月30日岩手県条例第7号)を遵守しなければならない。

# (7) その他

ア この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂 行すること。

イ 本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査による実地検査の対象となること。